

⑤ 注意事項

- 令和9年3月31日までに工事完了・代金支払い・完了届が提出できること
- 対象となる物件は、新築から1年以上経過した物件であること
- 過去に補助の交付を受けた方(物件)は、初回交付年度の翌年度から10年以上経過している場合
に限り申請できるものとする ※世帯全員(20歳未満の児童や学生、未就学児を除く)

⑥ 申請時に準備するもの

※すべての書類が揃わないと申請ができませんのでご注意ください [提出先：商工観光課]

必要書類	取得場所
① 補助金交付申請書	市ホームページ又は市役所商工観光課
② 完納証明書 申請者及び同一世帯全員(20歳未満の児童や学生、未就学児を除く) ※申請のときまでに、納期の到来している市税等を完納していること	完納証明書・固定資産課税台帳 市役所税務課又は野尻・須木庁舎住民生活課 ※証明書の申請をする場合、本人以外は委任状が必要 家屋登記事項証明書 法務局小林出張所
③ 固定資産課税台帳の写しまたは家屋登記事項証明書	申請年度中 (令和8年4月1日以降発行)
④ 補助に係る住宅等の平面図	施工者又は申請者
⑤ リフォーム工事費の見積書の写し ※数量などが全て一式で記載された見積書は不可	
⑥ 工事予定住宅等の現況及び工事予定箇所の写真	
⑦ 施工者が建築業に従事していることを証する書類 (建築業登録・法人登録・確定申告書・資格証明書等のいずれか1点)	
⑧ 所有者との続柄がわかる戸籍抄本または戸籍謄本 ※所有者と申請者が異なる場合のみ必要	市役所市民課又は野尻・須木庁舎住民生活課

■手数料

税務課 完納証明書 1名につき300円 固定資産課税台帳の写し 1名義につき300円
市民課 戸籍謄本・抄本 450円～750円(戸籍の状況によって手数料が異なります)

家屋登記事項証明書につきましては、法務局小林出張所へ直接お問い合わせください。(TEL:23-4004)

小林市観光イメージキャラクター
こすも〜



問い合わせ先

小林市役所 経済建設部 商工観光課(本館2階)
TEL:0984-23-1174 FAX:0984-23-1197
Mail:k_syoukan@city.kobayashi.lg.jp

小林市 リフォーム

検索

市HP用QRコード



小林市住宅等リフォーム促進事業補助金の対象工事について

※対象工事※

- 既存の住宅等の増築及び一部改築工事
- 浴室、台所、洗面室及びトイレの改修工事
- 屋根のふき替え、塗装及び防水工事(屋根回り修繕含む)
- 外壁の張り替え及び塗装工事(外壁回り修繕含む)
- 床、内壁及び天井の張り替え、塗装、その他の内装工事
- 床、外壁、窓、天井及び屋根の断熱工事
- 雨どいの取替え及び修繕工事
- 造作家具工事(大工工事が伴うものに限る)
- バリアフリー改修工事(市が実施する他の同様の助成制度を利用する場合は除く)
- その他

※対象外工事※

- 申請及び交付決定前に着工した工事
- 広告看板等の設置費用
- 工事機械、工具等の購入及びレンタル費用
- エコキュート、電気温水器、IHクッキングヒーター、太陽光発電設置、灯油ボイラー、ガス給湯器 その他これらに類する製品の設置及び購入費用
- エアコン、その他電化製品、冷暖房器具 または 家具の設置及び購入費用
- 外構工事(フェンス、柵、車庫、カーポート、ウッドデッキ、サンルーム、庭木等)
- 公共下水道及び農業集落排水事業に関する宅内排水設備の管路工事
- 合併浄化槽の設置及び管路工事
- 電話、インターネット、テレビアンテナ等の設置及び配線工事
- 既存住宅の解体工事 ※解体工事単独の場合
- シロアリ駆除その他の防虫、消毒を目的とした薬剤の散布及び塗布費用
- ハウスクリーニング
- 外壁等の洗浄作業 ※洗浄単独の場合
- 諸手続及び申請に要する手数料
- 市が実施する他の同様の補助金 または 助成金を利用する工事
- その他